平成２５年（フ）第３７２号
愛知県知立市西中町祐古山73番地１
破産者　永田　桂三
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
愛知県知立市西中町祐古山73番地１
破産者　永田　昌子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
愛知県豊田市美山町３丁目15番地　アバンギャルド702号、開始決定時の住所愛知県豊田市東新町１丁目33番地１　菜の花ガーデン101号、開始決定時における前住所神奈川県厚木市田村町８番９―604号
破産者　山本　浩平
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
奈良県天理市富堂町190番地
破産者　貞弘設備こと　貞弘　健一
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８９号
広島市東区光町２丁目５番７―406号
破産者　西野清光こと　曹　　城鐘
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２２号
広島市南区京橋町９番15―501号
破産者　Ｂａｒメイフォアこと　奥原　智明
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
香川県坂出市寿町２丁目６番18号
破産者　宮武　明義
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１５号
香川県坂出市寿町２丁目６番18号
破産者　宮武加名子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２１号
福岡県行橋市南大橋５丁目４番７―754号
破産者　篠田　靖子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13006番地５
破産者　三輪　武久
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２号
宮崎市吉村町大町前甲2200番地５、開始決定時の住所宮崎市佐土原町上田島3835番地３
破産者　江藤　　寛
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５５号
宮崎県西都市大字妻1449番地13
破産者　中武まち子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６２号
宮崎市清水３丁目４番17―２号　アリシア・イン・清水208号、開始決定時の住所宮崎市清水１丁目13番16号
破産者　黒木惠津子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６８号
宮崎市希望ケ丘４丁目22番９号　阿部アパート202号、前住所宮崎市大字本郷南方4348番地４
破産者　中川　孝一
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４６号
宮崎市祇園４丁目78番地２　祇園ハイツ101号
破産者　橋本　秀子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１９号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3379番地21
破産者　永迫　健藏
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２７６号
愛知県春日井市八田町６丁目18番地６
破産者　坂本　和隆
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３００号
愛知県春日井市六軒屋町３丁目33番地
破産者　林　　洋一
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部